

企業版ふるさと納税寄附金の活用状況

令和5年度は2つの分野の事業に活用させていただきました

しごとをつくる事業

活気に満ちた農林水産業づくりの関連事業「道の駅推進事業」におけるイベント経費、施設の維持管理、環境整備、特産品の充実を図るための冷蔵ショーケースに活用しました。



くらしをまもる事業

誇れるふるさとづくりの関連事業「図書館活用事業」において新図書館整備に伴い書架等に活用しました。



庄内町は、世界に先駆けて厳しい時代を迎えるわが国の少子・超高齢・人口減少社会を乗り切るモデルタウンとして「人と自然が輝き合う 日本一住みやすいまち」を目指してまいります。本町の今後のまちづくりにご注目いただき、ご支援ご協力をご検討いただけますようお願いいたします。

もっけです
(ありがとうございます)

ご寄附が結ぶ

ご縁に感謝

心のふるさと

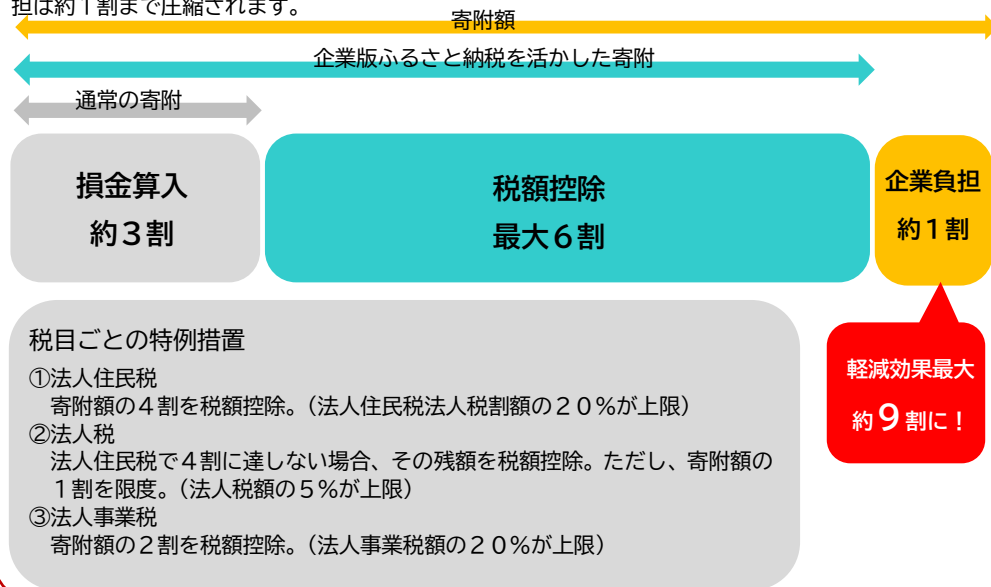
庄内町



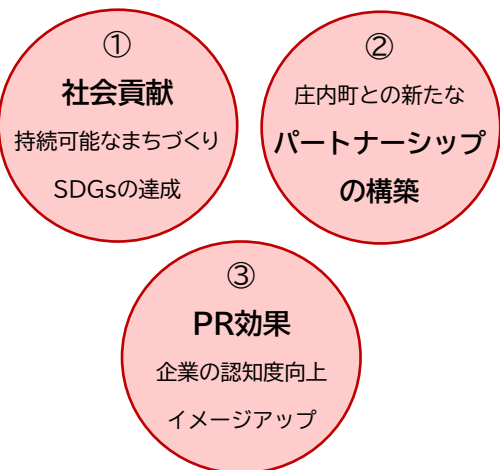
お問合せ先 庄内町商工観光課商工労働係
〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地 13-1
TEL:0234-42-0138 FAX:0234-42-2559
Mail:furusato@town.shonai.yamagata.jp

制度について

企業版ふるさと納税とは、地方公共団体が実施する地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。



企業にとってのメリット



留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

庄内町戦略事業

記載内容は一例です。下記事業のほかにも「第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載されている事業も企業版ふるさと納税の適応対象にする予定です。

しごとをつくる

- ・「クラッセ」および「タチラボ」を拠点とする6次産業化事業
- ・U・I・Jターン者を含めた町外からの多様な人材の流入促進事業
- ・道の駅事業を推進し、小さな拠点として地域の活性化と農林水産業の活性化を図ることで所得維持・向上及び雇用機会を確保する事業



ひとをふやす

- ・雇用や住まい等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、移住希望者向けの情報提供に取り組む事業
- ・教育機関との交流・連携により、地域の活性化と教育環境の充実を図るとともに、次世代を担う人材育成を推進する事業



若者のきぼうをかなえる

- ・妊娠・出産・子育てについて、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて子ども・子育てを充実させる事業
- ・育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じてワークライフバランスの実現を目指す事業



くらしをまもる

- ・生活サービスや介護予防、健康づくりなどが提供できる交流拠点を整備する事業
- ・だれもが生涯健康でいきいきと暮らすことができ、みんなで見守り・支える地域コミュニティを形成する事業

